

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

浦添市は、沖縄本島の南西部に位置し、地理的好条件や都市基盤の整備等により、多くの企業が立地している。また、産業構造を産業別就業者割合で見ると、第1次産業 0.5%、第2次産業 14.7%、第3次産業 84.8%と第3次産業の割合が大きくなっている。

現在、西海岸開発や臨港道路の整備、沖縄都市モノレール駅周辺開発など、新たなまちの賑わいの創出が期待される一方で、市内中小企業者では、将来的に生産年齢人口の減少による人手不足や後継者不足等による地域活力低下等の厳しい状況が懸念されている。また、浦添市は、沖縄県内でも人口の集積している地域であり、新たな大規模開発を実施する土地等も少ないため、経営高度化に向けた支援や設備投資等により労働生産性の向上を促すことで、更なる経済のグローバル化と人口減少社会の到来などによる急速な社会情勢の変化に対応し、地域特性を活かした産業基盤を構築する必要がある。

(2) 目標

中小企業の実態調査の結果、先端設備等の導入目標を10件とする。当該目標の達成のため、中小企業者に対し、必要な施策を総合的に推進するよう努めるとともに、浦添市市税条例において先端設備等に係る固定資産税の特例を講じる。これにより、更なる環境整備等を図ることで産業振興発展を促進することが期待できる。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

浦添市は、卸売業・小売業をはじめ、医療、福祉等の第3次産業を中心に製造業、建設業等の第2次産業及び第1次産業と多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらすべての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

浦添市は、沖縄本島中南部の中心に位置し、面積は、19.48 km²、人口約 11.4 万人で、沖縄県内でも人口が集積している地域である。

浦添市の産業は、市の南西部地域に卸売業の集積地域があるほか、小売業、医療、福祉、サービス業等の第 3 次産業及び製造業、建設業等の第 2 次産業が、市域全域に多く存在する。また、第 1 次産業は、市の北西に位置する牧港漁港地域を中心とした水産業や市の内陸部を中心に点在する農業等と多岐にわたり、これらすべての産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする地域は、浦添市全域とする。

(2) 対象業種・事業

浦添市の産業は、第 3 次産業を中心に第 2 次産業、第 1 次産業と多岐に亘り、市の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く労働生産性を向上させる必要があることから、全業種を対象とする。また、事業者の取組は、機械装置、工具やソフトウェア導入等による業務効率化、省エネルギーの推進や人手不足への対応等、多種多様な事業活動が見込まれることから、労働生産性が年平均 3%以上向上すると見込まれる全事業を対象とする。なお、中小企業者における取組については、市域の枠を超え、海外市場等を見据えた連携その他の多様な事業活動についても含むこととする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。